



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 38 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課)

公布された条例等のあらまし

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第37号)

1 規則の概要

- (1) 申請者が 2 以上の資金の貸付けを申請する場合において、各申請書に添付すべき書類が同一であるときは、一の申請書にこれを添付し、他の申請書には当該書類の添付を省略することができることとした。(第 4 条関係)
- (2) 貸付けの申請に添付する書類を追加することとした。(第 4 条第 3 号・第 5 号関係)
- (3) 修学資金、技能習得資金、修業資金及び生活資金以外の福祉資金の貸付けを受けている者は、資金の貸付けを辞退又は減額することができることとした。(第11条関係)
- (4) 死亡した場合に知事に届出をされる対象者に、連帯債務を負担している借主及び保証人を追加することとした。(第21条第 2 項・様式第34号関係)
- (5) その他規定の整備

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則 (昭和57年島根県規則第41号) の一部を次のように改正する。

第 4 条に次のただし書を加える。

ただし、申請者が 2 以上の資金の貸付けを申請する場合において、各申請書に添付すべき書類が同一であるときは、一の申請書にこれを添付し、他の申請書には当該書類の添付を省略することができる。

第 4 条第 1 号中「謄本又は抄本」を「写し」に改め、同条第 2 号中「抄本」を「写し」に改め、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号ア中「及び事業に要する経費の見積書」を「、事業に要する経費の見積書及び当該事業の収支の見込みが分かる書類」に改め、同号キを次のように改める。

キ 生活資金 (令第 7 条第 8 号に掲げる資金及び令第36条第 8 号に掲げる資金をいう。)

㊦ 令第 7 条第 8 号イの場合 技能習得先調書 (様式第 5 号) 及び家計の収支の見込みが分かる書類

(イ) 令第7条第8号ロの場合 当該医療又は介護を受ける期間を確認できる書類及び家計の収支の見込みが分かる書類

(ウ) 令第7条第8号ニの場合 公共職業安定所長が交付する雇用保険受給資格者証又は離職等を証する書類及び家計の収支の見込みが分かる書類

第4条第4号を同条第5号とし、同条第3号ウ中「及び法定代理人の承諾書」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことを証する書類

第11条中「のうち、現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を削る。

第21条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者が死亡したときは、それぞれ当該各号に定める者は、速やかに借主（保証人）死亡届（様式第34号）を知事に提出しなければならない。

(1) 福祉資金の貸付けを受けた者 連帯債務を負担している借主、同居の親族又は保証人

(2) 連帯債務を負担している借主 福祉資金の貸付けを受けた者、同居の親族又は保証人

(3) 保証人 福祉資金の貸付けを受けた者又は連帯債務を負担している借主

様式第1号中 「

職	業		収入月額	
---	---	--	------	--

」を

「

職	業		収入月額	
家	族	数	負	債
(本人を除く。)				

」に改める。

様式第34号を次のように改める。

様式第34号 (第21条関係)

資 金 の 種 別	資 金
貸 付 番 号	第 号

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所

氏 名

借主 (保証人) との続柄

印

借 主 (保 証 人) 死 亡 届

次のとおり 福祉資金の借主 (保証人) が死亡しましたので届け出ます。

死亡者 生前 住 所

氏 名

(注) 1 除籍された戸籍抄本を添付すること。

2 「借主 (保証人) 」は、不要な文字は抹消すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。